

三春町町民自治基本条例を御存じですか ⑥

三春町町民自治基本条例を引き続き紹介します。
今月号は、「第5章 町の責務」です。

●第5章 町の責務

(町の責務)

第14条 町は、地方自治法に定める権限を有し、町民総意の把握に努力するとともに、その権限を有効に発揮するものとする。

2 町は、情報公開によるほか、町政に関する情報について町民に分かりやすく説明するなど積極的な情報提供を図るとともに、町民が町政運営に適切に参画できるよう努めなければならない。

3 町は、その機能を遂行するにあたっては、町民の信託に応えられるよう能力の向上に努めなければならない。

【解説】

町の責務を定めました。この規定に基づく具体的な取り組みを例示すれば、次のとおりです。

① 各地区のまちづくり懇談会への出席や出前懇談会の実施などを通して、町民総意の把握に努力し、地方自治法が定める権限を有効に発揮します。

② 三春町情報公開条例等に基づき、情報公開を実施します。

③ 出前懇談会の実施、町広報の発行やホームページの活用などにより分かりやすい情報提供に努め、これと合わせて、審議会等への町民委員の登用の充実等を図り、町民が町政運営に適切に参画できるよう努めます。

④ 職員は、内部研修の実施のほか、外部研修への参加や人事交流の実施など不断の努力により能力向上に努めます。また、適正な組織編成と人事配置により、組織としての能力向上に努めます。

(情報の収集と管理)

第15条 町は、まちづくりに関する情報を適正かつ迅速に収集するとともに、速やかに提供できるように適切な情報管理に努めなければならない。

【解説】

この規定に基づき、町は次のとおり取り組みます。

① さまざまなメディアやインターネット、各種説明会の活用等のほか、出前懇談会の実施などを通して、適正かつ迅速な情報収集に努めます。

② 町民に対して、速やかに情報提供できるように三春町文書管理規程等に基づき、三春町個人情報保護条例等を踏まえ、適切な情報管理に努めます。

(計画策定の協働)

第16条 町は、長期総合計画その他重要課題に関わる事業の計画の策定にあたっては、その立案から実施、評価の各段階において、町民が参画できるよう努めなければならない。

【解説】

この規定に基づき、町は、長期総合計画その他重要な事業の計画については、町民の参画のもとで策定し、計画自体の実施や評価に町民が参画できるよう努めます。

(政策評価の充実)

第17条 町は、まちづくりに関する重要な施策等の実施にあたっては、費用対効果を含めその成果について自ら評価を行うとともに、町民による評価を受け、政策の質的向上を図るよう努めなければならない。

【解説】

この規定および三春町事務事業評価管理に関する規則に基づき、町は、毎年度、評価対象事務事業を選定のうえ内部評価を実施して、その結果を公表し、さらに、必要に応じて町民による評価を受け、政策の質的向上を図るよう努めます。

(組織の整備)

第18条 町は、この条例の趣旨にそって、自治が適切に推進されるための組織を整備するものとする。

【解説】

町には、各種審議会のほか、三春町まちづくり協議会や三春町代表区長会などが設置されています。今後も、こうしたネットワークを通じて、この条例の趣旨にそった自治推進に努めます。

問 総務課 自治防災グループ ☎ 62-1114



10月9日～11月8日に寄付・寄贈、ボランティアしていた方々(敬称略・順不同)

【福祉】(社会福祉協議会へ) 寄附金 福島県民生活協同組合 小林東子(八幡町)

▽ボランティア すみれの会/大町婦人会

日赤奉仕団/ひまわりの会/楽しく歌おう/桜工房

松蔚流舞扇会/あさかのまごころ会/村上ユキ(柴原)/久保ツヤノ(御免町)

上野トク(平沢)/横山徹子(烏帽子石)/伊東征子(赤坂)/深谷陽子(赤坂)

井上サク(荒町)/松村美代子(荒町)/橋本アイ子(雁木田)/田崎奈々枝(下舞木)/大島貴美(郡山)

笹川文江(上舞木)/小島俊典(郡山)

【生涯学習】 生け花 白清会

▽花一基 小林東子(八幡町)

【文化振興】(寄附金) 橋元ヒロ子(東京都)

【ふるさと応援寄附金】 三浦弘之(福島市)